

Anywhere端末使用規約（L3端末）

第1条(本規約の適用)

Anywhere端末（第2条第1項で定義します）の使用を申し込む者（以下「甲」といいます）は、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行又は株式会社関西みらい銀行のうち、甲が「りそなPayResort+」の利用契約を締結する者（以下「当社」といいます）との間で、Anywhere端末の設置、使用及び取り外しに関し、当社が定める本規約に従うことを承認し、これを遵守します（本規約に基づき成立する当社と甲との契約を「本契約」といいます）。

第2条(用語の定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「Anywhere端末」とは、株式会社リンク・プロセッシング（以下「LP」といいます）提供の信用照会端末であって、りそなPayResort+に利用することを当社が認めたものをいいます。
2. 「利用カード会社」とは、甲との間で加盟店契約を締結する銀行又はクレジットカード会社等のうち、りそなPayResort+の利用対象として当社が認めた事業者をいいます。
3. 「各社の加盟店規約等」とは、当社又は利用カード会社が定める各種の加盟店規約であって、甲に適用されるものをいいます（りそなPayResort+利用規定を含みますが、これに限られません）。

第3条(Anywhere端末の利用目的)

甲及び当社は、りそなPayResort+を利用し各社の加盟店規約等に基づいて行われる信用販売（以下「信用販売」といいます）について、Anywhere端末を用いてクレジットカード情報の登録を行うことにより、カード取扱い事務の合理化及び軽減化を図ることを目的として本契約を締結します。

第4条(Anywhere端末の利用)

1. 甲は、甲の店舗においてAnywhere端末を設置及び使用することを希望する場合、LPの提供する「Anywhere mPOSサービス」（以下「mPOSサービス」といいます）を申し込むものとします。LP宛ての当該申込みは、当社を経由して行うものとし、甲は、当社所定の申込書及びLP紹介に係る依頼書兼同意書並びにLP所定のmPOSサービスに係る申込書を当社に提出するものとします。mPOSサービスに関し、甲に損害が発生した場合、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、その損害が当社の故意又は重大な過失によるものである場合はこの限りではありません。

2.当社は、甲から提出を受けたmPOSサービス申込書をLPに提出するものとし、甲は、LPが適当と認めたときは、LPからAnywhere端末を購入して甲の店舗に設置するものとします。

3.本契約に基づき甲が使用することができるAnywhere端末は、当社が指定したメーカーが製造したAnywhere端末であって、当社が認めたものに限るものとします。

第5条(情報登録)

1.Anywhere端末に登録する情報の設定、変更及び抹消は、当社又は利用カード会社が行うものとします。

2.当社又は利用カード会社が甲に対し、当社又は当該利用カード会社が登録した登録情報に係る設定操作(DLL操作と呼ばれる操作であって、利用カード会社の名称及び甲の加盟店番号等をAnywhere端末に登録する操作をいう)を依頼した場合は、甲は、Anywhere端末の所定の操作手順により設定操作を行うものとします。

3.当社又は利用カード会社は、当社又は当該利用カード会社所定の期間使用が確認できないAnywhere端末について、当社又は当該利用カード会社が登録した登録情報を抹消できることとします。本項に基づく登録情報の抹消により甲又は第三者に損害が発生した場合には、甲がその一切を負担することとします。また、かかる抹消により甲、当社又は利用カード会社と第三者との間で紛争・トラブルが発生した場合には、甲が一切の責任と費用を負担して対応することとし、当社及び利用カード会社には一切迷惑をかけないものとします。

第6条(諸費用の負担及び支払)

1.甲は、Anywhere端末の設置、使用、保管及び取り外しに係る費用を別表に定めるとおり負担するものとします。

2.甲は、別表に定める費用について、当社が別に定める期日に当社所定の方法により当社に支払うものとします。

第7条(Anywhere端末の使用及び保管に関する義務)

1.甲は、本規約及び操作手順の手引に従い、善良なる管理者の注意をもって、Anywhere端末の使用及び保管をするものとします。

2.甲は、Anywhere端末を用いて信用販売を行う場合は、原則としてすべてりそなPayResort+を使用するものとします。

3.甲は、Anywhere端末に異常又は故障が発生した場合は、速やかにLPが指定した連絡先に連絡の上、修理し、Anywhere端末が常に正常に稼動する状態に保つものとします。

4.甲は、LP又は当社が指定した以外の者に、Anywhere端末の修理または改造等をさせてはならないものとします。

5. Anywhere端末の異常又は故障により甲に損害が生じた場合、当社は一切責任を負わないものとしします。ただし、Anywhere端末の異常又は故障が当社の故意又は重大な過失により生じた場合はこの限りではありません。

第8条(会員の本人確認)

甲は、クレジットカード会員（クレジットカードを正当に所持する者をいい、以下「会員」といいます）のクレジットカード情報の登録にあたり、Anywhere端末より、会員が利用するカードの暗証番号（以下「暗証番号」といいます）の入力を要求された場合は、当社所定の方法により会員に暗証番号の入力を求め、Anywhere端末の照合結果から、正しい暗証番号が入力されたことを確認のうえ、クレジットカード情報の登録を行うものとしします。

第9条(障害時の手続)

甲は、Anywhere端末の使用の際、次の各号のいずれかに該当した場合は、Anywhere端末の使用を中止するものとしします。

- (1)Anywhere端末が故障した場合
- (2)利用カード会社センター又はネットワークに障害が発生した場合
- (3)通信異常等により通信エラーを繰り返した場合
- (4)カードの読み取りができず、Anywhere端末が使用できない場合

第10条(通知義務)

1.甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、1カ月前までに、当社に対し書面により通知しなければなりません。

- (1)店舗改装等により、Anywhere端末の使用を一時中止し、又は一時取り外す場合
- (2)Anywhere端末の利用店舗が移転又は変更となる場合
- (3)甲の業種の変更がある場合

2.甲は、別途当社が指定する時期に、Anywhere端末に係る情報（設置場所、機器番号及び設置時期を含む）について、当社所定の書式を使用して当社に報告しなければなりません。

第11条(禁止事項)

甲は、その名目、理由ないし手段の如何を問わず、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1)Anywhere端末登録情報を第三者に対して開示・漏洩すること
- (2)Anywhere端末を甲以外の者に譲り渡し又は使用させること
- (3)当社及び利用カード会社以外のカード会社のためにAnywhere端末のクレジットカード

処理機能を使用すること

(4)Anywhere端末の占有を甲以外の者に移転すること

第12条(Anywhere端末の利用中止)

1.当社は、甲と当社又は利用カード会社との間において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、甲の承諾なしに、いつでも甲によるAnywhere端末の利用を中止させることができるものとします。

(1)甲が本規約上の義務を怠り又は本規約に違反した場合

(2)甲の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めた場合

(3)甲と当社とが締結しているりそなPayResort+利用契約が終了した場合

(4)その他、当社がAnywhere端末の設置又は使用を不相当と認めた場合

2.甲は、3カ月前までにその旨を文書で当社に申し出ることにより、Anywhere 端末を取り外し、利用を中止することができるものとします。

第13条(損害賠償)

甲は、本規約に違反したことにより当社又は利用カード会社若しくは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとします。

第14条(Anywhere端末の統一運用時間)

当社及び利用カード会社におけるAnywhere端末の運用時間帯は、原則以下のとおりいたします。

0:00~24:00 (土・日・祝日を含む)

第15条(規約の改定及び承認)

1.当社は、本規約をいつでも改定することができるものとします。

2.当社は、本規約を改定する場合には、改定した新規約の内容を当社が適切と判断する方法により周知するものとし、当社が新規約の内容を甲に通知した場合には、甲がその通知を受けた後にAnywhere端末を使用したときに、甲は新規約を承認したものとみなします。

第16条(本規約の優先適用及び規約に定めのない事項)

1.Anywhere端末の設置、使用又は取り外しを行う場合は、すべて本規約及び当社が別途交付する操作手順の手引に基づいて行うものとします。

2.本規約に定めのない事項については、各社の加盟店規約等に従うものとします。

第17条(協議事項等)

- 1.甲と当社又は利用カード会社間で、本規約及び各社の加盟店規約等に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲と当社又は当該利用カード会社間で協議の上、解決するものとします。
- 2.本契約及び本規約に関する準拠法は日本法とします。また、本契約又は本規約に関連する甲と当社との間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表

甲が負担する費用

(1) Anywhere端末の取り付け費用

Anywhere 端末の取り付けに係る標準工事費用

(2)電源工事及び電気料

Anywhere端末に使用する商用電源確保のための工事費用

(3)電池・その他消耗品の費用

Anywhere端末に内蔵されている電池及びその他消耗品の費用

(4)移転費用

電話機又はAnywhere端末取り外し費用

(5)除去に伴う費用

Anywhere端末取り外し費用

(6)滅失・毀損

Anywhere端末が滅失、毀損した場合、端末の再購入、完全な状態の復元又は修理をする費用

以上

2025年1月22日制定